

(公印省略)
学第35-37号
令和3年8月6日

各市町村児童福祉主管課長 様

群馬県生活こども部
私学・子育て支援課長 廣田 暢実

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための群馬県のまん延防止等
重点措置」(第2弾)を踏まえた対応について(通知)

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から適切に御対応いただき、感謝申し上げます。

全国において、感染力の強いデルタ株の影響等から、これまでにない速さで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いており、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域も次々に拡大する極めて厳しい状況にあります。こうした状況を受け、本県では、令和3年8月8日から8月31日までの間、まん延防止等重点措置が適用されることとなりました。

各市町村におかれましては、保育所・認定こども園・放課後児童クラブ等に対し、引き続き適切な感染拡大防止対策を徹底するよう御指導をお願いするとともに、県保健福祉事務所や市町村衛生担当部局と連携を図りながら、適切に御対応いただきますよう併せてお願いいたします。

※ 詳細は、別添「新型コロナウイルス感染拡大防止のための群馬県のまん延防止等重点措置(第2弾)(8月8日(日)以降の措置)」を御確認ください。

また、最新の県内感染状況については、県Webページ「新型コロナウイルス感染症対策サイト」、「新型コロナウイルス感染症まとめページ」等を御覧ください。

※ まん延防止等重点措置の区域等

【措置区域】前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、
(20市町村) 藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、玉村町、板倉町、
明和町、千代田町、大泉町、邑楽町

【措置区域以外】上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、
(15町村) 嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町

事務担当：子育て支援係・保育係

T E L：027-226-2622(子育て支援係)
027-897-2689(保育係)